

2026 年 7 月 16(木)午前 17:00 から CRT スタジオで収録

象徴天皇制と、皇室典範改正、女系天皇の可能性

開倫塾

塾長 林明夫

国会では皇室典範改正の議論が盛んです。そこで、今日の開倫塾の時間では、「象徴天皇制と皇室典範改正、女系天皇の可能性」について、皆様とご一緒に考えたく存じます。

中学 3 年生で学ぶ「公民」や、高校で学ぶ「公共」「政治経済」では、「日本国憲法」の基本原則について学びます。「日本国憲法の 3 大原理」とは、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」です。

この第一の「国民主権」は、憲法のどこに書かれているのか。憲法第一条「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」という「天皇」についての条文の後半に、「主権に存する日本国民」と明記されています。

今回のテーマである「象徴天皇制」は、憲法第一条の前半に、「天皇は日本国民の象徴であり、日本国民統合の象徴であつて」と明記されています。

「象徴」とは、「無形の抽象的な何ものかを、ある物象を通じて感得させるとされる場合に、その物象を前者との関係においていうもの」です。「鳩が」が「平和」の、「ペン」が「文」の象徴とされたりするのがその例です。(佐藤幸治著「日本国憲法論」成文堂、2011 年 4 月 20 日刊 506 ページより引用)

今の国会で議論されている「皇位の継承」については、憲法第二条に、「皇位は、世襲のものであつて、国家の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と明記されています。戦前の「大日本帝国憲法」の時代には「皇室典範」は、「大日本帝国憲法」と一体をなすものと考えられておりましたが、現在の「日本国憲法」の下では、「皇室典範」は、普通の法律として、国家の議決で、改正などが可能です。このため、今、国会では、法律の一つとし、「皇室典範」の改正が議論されております。

「皇室典範」の第一条とは、第二条では、皇位は「皇統に属する男系の男子」である「皇族」が継承するべきものとしています。このため、「女系天皇」は、現在の「皇室典範」ではありえないとされています。(以上、前掲書 513 ページより引用)

但し、国会が「皇室典範」を改正し、「女系天皇」を認める条文を明記すれば、「女系天皇」が誕生する可能性があります。

大切なのは、「天皇の地位は主権の存する国民の総意に存する」ということです。「国民の総意」が「女系天皇」をお迎えすることであれば、国会でこれを議論し、「皇室典範」の改正を行うことが必要です。「国民の総意」が「現行通り」であれば、この点について改正はなしということです。○ただし、議論に際しては、静かで、穏やか、品位のある議論が期待されます。